

ホームページ制作業務委託契約書

制作業務を委託する個人・企業・団体（以下「甲」という。）と Digital Lab（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。なお、甲はお申し込みを行った時点で当契約の内容に全て同意されたものとみなします。すべての項目に同意いただけない場合は、当サービスのご利用をお控えください。

弊社企業情報につきましては特商法記載ページをご確認ください。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務及び保守運用業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 契約の発効

本契約は甲が乙の Digital Lab LINE 公式アカウントから申し込みを行った時点で契約の発効がなされるものとする。

第3条 請求方法

1. 甲は申し込み前に乙の提示するサイト構図を理解し、その他仕様、運用方法等の全てを理解した上で本業務を委託するものとする。
2. 乙は予め定めているサイト構図及び仕様テンプレートに基づき本業務を遂行するものとする。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 乙が予め定めているテンプレートに従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータ、Wix など外部サービスを利用したデザイン及びコード、レイアウトデータ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページ(以下「HP」という)を制作すること。
2. 乙からの画像データ等の制作及び提供は業務に含まれないものとし、原則テキスト及び画像データなどは全て甲が用意すべきものとし、乙は予め定めているテンプレートに甲から提供されるコンテンツを挿入することが業務を遂行するものとする。但し、甲から提供された画像の使用判断は乙が行うものとする。

3. 乙は HP を公開するためのレンタルサーバーの契約手配及びドメインの取得手配をするものとし、甲が以前利用していたドメインなどの引き継ぎはできないものとする。
4. 乙は上記 1 により制作した HP の内容を、甲からの指示に基づき更新し保守対応をすること。但し、以下に定める項目範囲の更新を Digital Lab 公式 LINE から申請することを保守対応と定義し、毎月 1 回を上限として対応を可能とする。

(1)HP の部分的な色の変更

(2)HP 上の文字の変更

(3)書式の修正（全体統一）

(4)部分的な画像・動画の差し替え

(5)メール・電話リンク先の変更

(6)リンク先コンテンツの変更

(7)NEWS 欄の更新

(8)その他乙が修正可能と判断した内容の変更

5. 上記 4 に記載がある通り月 1 回の修正に限る為、予約フォームや出勤表、ブログ等の頻繁な更新や管理が必要なシステム設置はできないものとする。但し更新に必要な甲所有のシステムをリンク先に設定することは可能とする。
6. 乙が制作する HP へのアフェリエイトタグやその他マーケティングタグなどの挿入、埋め込みは原則行えないものとし、甲の要望を乙が承諾し、作業を行う場合乙は一切の動作保証はしないものとする。
7. 契約期間中、納品した後の修正に関しては乙が HP 所有権を保つ為、甲は修正に手を加えられないものとする。但し、契約解除後 HP を甲へ引き渡した後、HP の権限は甲がもつものとし、HP 保守権限も甲に引き渡すものとする。

第 5 条 制作期間

1. HP の制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。
2. 納期は、原則甲が必要なデータを全て乙に提供した起算日から通常 7 日程度とする。乙はテンプレートに基づき甲から提供されるコンテンツを挿入し起算日から通常 3 日以内に Digital Lab LINE 公式アカウントにて HP の URL を送付し報告するものとする。

第 6 条 制作物の納品

1. 乙は甲から提供されるコンテンツを乙の定めるテンプレートに基づいて挿入をし、その HP の URL を甲に Digital Lab LINE 公式アカウントにて送付した時点で納品が完了されたものとする。

2. 甲は打ち合わせ時に希望のドメインを3つ希望することができるが、ドメインの空きがない場合などは乙が独自の判断でドメインを取得することを承知するものとし納品を受ける。
3. 乙が甲に提供するデータはすべて外部サービス Wix にて制作するものであり、Wix 社独自のコードによって制作されるものであるため、HTML やその他コードやデータでの納品は行えないものとする。また Wix アカウント間にて甲へ納品物を移行することは可能なものとする。
4. 弊社にて取得したドメインは、登録者情報変更日、異なるドメインプロバイダ間でのドメインの移管日より60日が経過しないと、移管することはできない。これは ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers、アイキャン) と呼ばれる、IP アドレスやドメイン名などを全世界的に調整・管理する非営利法人によって定められた既定で、全てのドメインホスト(レジストラ、リセラー等)はこれに準ずるものとされている。そのためドメイン取得日より60日は Wix 間であっても納品物を移行することはできないものとする。

第7条 保守契約期間及び内容

1. 本契約は甲が乙の定める方法にて申し込みを行った日から起算し1年間とし、契約期間中は甲が乙へ毎月12,000円(税込)の保守代金を、四半期ごとに銀行振込にて支払うことにより乙は甲へHPの保守管理、または更新を行うものとする。
2. 月々の保守代金は起算日より四半期ごとに、四半期分の料金を甲が乙の使用する銀行口座に振り込むものとする。
3. 保守代金の滞納が発生した場合、乙から Digital Lab LINE 公式アカウントなどにより甲へ通知を行うものとし、30日以上滞納が解消されない場合はHP上に「このページは問題があります」などの表示がされるものとする。長期間滞納が解消されない場合は、乙は該当のHPをインターネット上、またウェブ上からの閲覧を停止できるものとし、それに伴う一切の責任は負えないものとする。

第8条 制作料金及び保守代金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求に基づき、その制作等に関する料金を別途乙に乙の指定する方法にて四半期ごとに支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のHP上の料金表に定める通りとする。
3. 料金の支払条件は、お申し込み時から四半期後、以降も同様四半期後、甲へ請求されるものとし、年間で4回の請求がなされるものとする。
4. Digital Lab LINE 公式アカウントまたは電子メールにて電子請求書を、または郵送にて書面での請求書を発行するものとする。
5. 契約が継続された場合は上記回数を超えて請求は行われるものとする。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が乙の予め定めたテンプレートの仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 本サービスは乙が代行して Google、または Wix に対しサーバー代金、またドメイン取得を行うため、甲が申し込み後に返品、返金の対応は一切できないものとする。
3. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、Digital Lab LINE 公式アカウントまたは電子メール、文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を Digital Lab 公式 LINE または電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づき HP の制作に必要な Wix データ、HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は契約期間中は乙に帰属し、契約終了後は甲に帰属するものとする。但し最低契約期間分の月額利用料を支払った場合のみ有効であり、クーリングオフ等で上記金額を全額支払わずに解約が成立する場合は、所有権の移行は行われぬものとする。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
5. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
6. 甲は、契約期間中は乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第12条 申込後の取消、修正

1. 甲が、乙の定める Digital Lab LINE 公式アカウントから申し込みを行った時点で乙は制作に要する業務を開始しているものとし、申し込みの取消は一切対応することができないものとする。
2. 申し込み後の情報の修正は原則受付することはできないが、乙の判断により修正の対応を行う場合があるものとする。

第 13 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、すでに支払い済みの制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。その場合全ての制作物はウェブ上から非公開とされるものとし、それに伴う責任請求を甲は乙に対し一切行えないものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき

5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条 有効期間

本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 19 条 契約の解除

1. 本契約の解除は解除希望日の 1 ヶ月前までに Digital Lab LINE 公式アカウントにて告知することにより解除できるものとし、契約満了である 1 年間に満たない場合、12,000 円の保守管理代金を残契約月で掛けた額を一括支払いされた時点で、解除されるものとする。また契約更新後も同様である。
2. 契約解除後 HP は甲が保有する Wix アカウントにて移行されるものとする。その際 Wix 側で発生する Wix サービス利用料、または月々のドメイン利用料は甲が負担するものとする。
3. 解約告知後、指定のメールアドレスへアカウントの以降メールを送るものとするため、甲は 30 日以内に WIX アカウントへの引き継ぎを行うものとする。解約告知後 30 日以内に引き継ぎがない場合でも弊社サーバーからはサイトは削除される。

第 20 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

お問い合わせ

Digital Lab

LINE 公式アカウント : <https://lin.ee/ATza1E1>

Mail : digitallab.srv@gmail.com

作成 : 2021 年 6 月 19 日

更新日 : 2021 年 6 月 24 日